

環境保護部公告

公告 2017 年第 42 号

「新化学物質申告登記指南」データ要求調整に関する公告

新規化学物質登録データ内容の科学性と規範性を高めるために、保護部は「新化学物質申告登記指南」の中に書かれている通常申告における毒性学、生態毒性学試験データの最低要求、物理化学的特性、毒性学と生態毒性学試験データ免除の条件に対する改正する。

この公告は2017年10月15日から実施する。元の「新化学物質申告登記 指南」と内容が一致しない箇所については、当公告に準ずることになる。

添付:1. 通常申告における毒性学最低限のデータ要求

- 2. 通常申告における生態毒性学最低限のデータ要求
- 3. 通常申告における物理化学的特性データの免除条件
- 4. 通常申告における毒性学データの免除条件
- 5. 通常申告における生態毒性学データの免除条件

環境保護部

2017年8月28日

環境保護部弁公庁 2017 年 8 月 31 日印刷公表

本和文版は上海 Randis コンサルティング有限公司から翻訳します。上海 Randis は中国化学品法規に対応して特に中国 REACH 登録代行をサービスして おります。

RUL: www.randis.cn, SKYPE: randischemwise June 6, 2017



添付 1:

通常申告における毒性学最低限のデータ要求

データ要求	一級 1 ≤Q <10t/a	二級 10 ≤Q <100t/a	三級 100 ≤Q <1000t/a	四級 Q ≥1000t/a
急性毒性 1)	√ ²⁾	√	√	√
皮膚刺激	√	√	√	√
眼刺激	√	√	√	√
皮膚過敏	√	√	√	√
変異原性 3)	√	√	√	√
28 日間反復投与毒性 4)	X	√	√	√
生殖/発育に関わる毒性 5)		√	√	√
毒物動態学 6)		√	√	√
90 日間反復投与毒性 7)		X	√	√
慢性毒性 8)				√
発がん性 ⁹⁾				√
その他 10)				

注: "Q"を代表する申告数量。

1): 急性毒性データには急性経口毒性、急性経皮毒性、急性吸入毒性を含む。

2): 1 級においては、申告用途と結びついて、少なくとも1種類の暴露経路の急性 毒性試験データを提供しなければならない、まず急性経口毒性試験を選ぶ。

2 級よりは、急性経口毒性、急性経皮毒性、急性吸入毒性試験データを提供しなければならない。

3): 1 級においては、細菌回復性突然変異試験データ*(と体外染色体奇形変異試験のデータ)を提出する。試験結果は陽性であり、広範囲の暴露リスクがある場合、より高いレベルのランクの変異原性試験データを提供しなければならない。

*:もし、申告物質は明らかな細菌毒性があって、細菌回復性突然変異試験を行わないほうがよい場合、体外哺乳類動物細胞遺伝子突然変異試験データを提供することができる。



2 級よりは、体外哺乳類動物細胞染色体奇形変異または体外哺乳類動物細胞小核試験データを提出する。同時に、上記体外試験データの結果により、下記四種類情況の一つの試験データを提出しなければならない。

- a) 上記試験結果は全部陰性である場合、体外哺乳類動物細胞遺伝子突然変異試験データを提供しなければならない。体外哺乳類動物細胞遺伝子突然変異試験結果は陽性である場合、体内遺伝子突然変異試験データ(例えば、トランスジェニック 囓歯類動物体細胞と生殖細胞遺伝子突然変異試験データ等)或いは DNA 損傷/修復の試験データ(例えば、哺乳類動物体内肝細胞不定期 DNA 合成(UDS)の試験データ、体内コメットの試験データ等)も提出しなければならない。
- b) 細菌回復性突然変異試験は陰性であり、体外哺乳類動物細胞染色体奇形変異試験 は陽性である場合、体外哺乳類動物細胞遺伝子突然変異試験データと体内染色体 奇形変異試験データ(例えば、哺乳類動物赤細胞小核の試験データ、哺乳類動物 骨髄染色体奇形変異の試験データ等)を提供しなければならない;体外哺乳類動物細胞遺伝子突然変異試験は陽性である場合、体内遺伝子突然変異試験データ或いは DNA 損傷/修復試験データも提供しなければならない。
- c) 細菌回復性突然変異試験は陽性であり、体外哺乳類動物細胞染色体奇形変異試験 は陰性である場合、体内遺伝子突然変異試験データ或いは DNA 損傷/修復試験データを提供しなければならない。
- d) 上記試験結果は全部陽性である場合、体内遺伝子毒性試験データを提供しなければならない。体内遺伝子毒性試験結果は陰性である場合、異なるエンドポイントの別の体内遺伝子毒性試験データも提出しなければならない。
- 4): 28 日間反復投与毒性には経口、経皮と吸入を含み、申告用途と結びついて、少なくとも1 種類の暴露経路の試験データを提供しなければならない。
- 5): 2 級においては、生殖/発育スクリーニング試験データを提出する。もし既知の 申告物質が生殖に対して有害な効果を持つか、または既知の生殖毒性物質と化学構造が 類似しているのであれば、発育毒性研究を行わなければならない。もし既知の申告物質 が発育毒性を惹き起こすまたは既知の発育毒性物質と化学構造が類似しているのであれ ば、生殖毒性研究を行わなければならない。

妊娠発育毒性データ、2世代生殖毒性データ或いは拡張1世代生殖毒性データを用いてスクリーニング試験に代替することができる。

3級より、妊娠発育毒性データ(414)及び拡張1世代生殖毒性データ(443)或いは2世



代生殖毒性データ(416)を提供する。

6): 2級より、既存の関連情報により毒物動態学評価を行う。

7): 申告用途と結びつけて、少なくとも1 種類の暴露経路の試験データを提供しなければならない。

8):申告用途と結びつけて、少なくとも1種類の暴露経路の試験データを提供しなければならない。

9):申告物質は広く分散された用途または人に頻繁に或いは長期間暴露可能性があり、生殖細胞突然変異区分2に分類されるか、または反復投与毒性試験中にその物質が増生と前腫瘍病変を誘導する可能性があるという証拠が有る場合、発がん性試験データを提供しなければならない。

上記状況の他に、発癌性試験データまたは発がん性評価報告書を提出する必要がある。しかし、癌検査をさらに実施すべきと判断された場合は、発がん性試験データを提出 しなければならない。

「広く分散された用途」とは、化学品は多くの散在した場所でトレーニングされた専門家によって使用されるか、または日常生活の中で使用される場合、その結果、制御されない暴露または分散され放出をもたらすこと。例えば、新規化学物質或いは新規化学物質を含有する製品は、塗料スプレー、農薬の適用、繊維染色等職業暴露に関すること或いは洗剤、クリーニング剤、消毒剤、冷却剤、化粧品、エッセンス香料、エアスプレー製品、家庭用塗料、塗料、接着剤、潤滑油等消費者及び環境への暴露に関すること。

10): 申告物質が明らかに目標器官毒性を有する可能性があることが明らかな資料があるときは、相応の毒性データを提出しなければならない。もし有機リン類物質があるときは神経毒性データを提供する必要がある。

青字:新しい内容

X、削除線:元指南要求され、新指南要求されない。



添付 2:

通常申告における生態毒性学最低限のデータ要求

データ要求	一級	二級	三級	四級
/ 一ク安米	1 ≤Q <10t/a	10≤Q<100t/a	100≤Q<1000t/a	Q ≥1000t/a
藻類成長阻害毒性	√	√	√	√
ミジンコ急性毒性	√	√	4	√
魚類急性毒性	√	√	√	√
活性汚泥呼吸阻害毒性	√	√	1	√
吸着/脱着性	√	√	√	√
分解性 1)	√	√ ²⁾	4	~
ミミズ急性毒性	√ ³⁾	√ ³⁾	√	√
大型ミジンコ類繁殖試験		√	√	√
生物蓄積性		√	√	√
魚類慢性毒性試験 ⁴⁾			√	√
種子発芽と根生長試験			4	√
ヒメミミズ科繁殖試験或いは				√
ミミズ繁殖試験が				

注: "Q"を代表する申告数量

- 1):急速生物分解試験データを提出する。当該データは申告物質と性質が適応する試験方式を採用して完成されたものとしなければならない。
- 2):2 級よりは、試験結果が急速生物分解性を持たないものであるときは、固有生物分解性試験データを提出する。試験結果が生物分解性を持たないものであるときは、pH値と関係のある加水分解試験データを提出する。
 - 3):水溶解度<1mg/L,且つ土壤吸着係数(logKoc)>3.5 であるとき提出する必要がある。
- 4):3級においては、、以下の1種類の試験を選択することができる:魚の早期生命段階 毒性試験、魚類胚胎-卵黄嚢吸収段階短期毒性試験または魚類幼体生長試験。
 - 4級においては、魚類幼体生長試験のデータを提供しなければならない。
- 5):関連国家基準と業界基準に従って、陸上生物急性毒性試験結果が有害性に分類される場合提出する必要がある。

青字:新しい要求



添付 3:

通常申告における物理化学的特性データの免除条件

データ	免除条件及び説明 ^注
融点/凝固点(℃)	融点/凝固点が-20℃以下である。
沸点 (℃)	一気体物である。一融点が300℃以上または沸騰する前に分解する固体である。この種の情況にあっては、減圧の条件下で当該固体の沸点を推定または測定することができる。一沸騰する前に分解している。
密度(kg/m³)	一気体物である。一物質が特殊溶剤を含む溶液中だけで安定したものであり、かつ溶液の密度と溶剤の密度が似ているもの。この情況下では、溶液の密度が溶剤の密度より高いか低いかを明確に指示しなければならない。
蒸気圧(kPa、℃)	一融点が300℃より高い。一もし融点が200℃~300℃の間であれば、測定または公認の計算方法により得た数値を提出することができる。
表面張力(N/m)	-20℃のときの水溶解度が 1mg/L より低い。
自然発火温度(℃)	 一爆発性を持つ、または室温下即ち空気中で自然発火するかもしれないもの。 一可燃範囲のない気体。 一空気中で燃えない液体。例えば、引火点>200℃の時。 一融点が≤160℃、または予備実験で 400℃になって自熱を生じない固体。
引火点(℃)	 一無機物である。 一水溶液中に引火点が100℃以上の揮発性有機物成分のみを含むもの。 一推定引火点が200℃以上のもの。 一ある特徴を持つ既存の材料を通して、正確な予測をすることができる。
n-オクタノール/水分 配係数(Log Pow)	―無機物である。
水溶解度(g/L)	一ph 値4、7 と9 のときに加水分解が生ずる(半減期が12 時間以下)。 一水中で酸化されやすい。 一もし物質が水中で「不溶性」を現すのであれば、限度試験を行い、分析方法の最低検査測定限度で止める。



	Manuis Chemwise
データ	免除条件及び説明 ^注
酸化性	一爆発性を有する。一高度の燃焼性を有する。一有機過酸化物である(その分類級別を実験証明する)。一高い負の電荷原子を含まない。一燃えやすい物質と放熱反応を行うことができない。例えば、化学物質構造に基づき判断する(例えば、酸素とハロゲン原子
	を含まない有機物、またはこれらの原子を含有するが、窒素もしくは酸素と化学結合していない有機物、酸素とハロゲン原子を含まない無機物)。固体については、もし予備テストで既に酸化性を有することが明確にされているのであれば、完全な試験を行う必要はない。
燃焼性	一爆発性または自然発火性を有する固体。一空気と接触するとき自然発火するもの。
爆発性	一分子中に爆発性と関係のある化学結合グループが存在しないもの。 一爆発性と関係のある結合グループが存在し、酸素を含み、ただし計算した酸素平衡が−200 より少ない物質。 一爆発性と関係のある化学結合グループを含み、ただしその熱分解エネルギーが500J/g より小さい、または熱分解開始温度が500℃より低いもの。
粒径 (μm)	―販売または使用の形式が非固体または非顆粒であるもの。
有機溶剤中の安定性と分解生 成物の特性	―無機物である。

注:いくつかの免除条件があるときには、その中の 1 つを満たせばよい (特別に標記するものを除く)。

青字:新しい内容

削除線:元指南に記載されている内容、新指南に記載されない内容



添付 4:

通常申告における毒性学データの免除条件

データ	免除条件及び説明 ¹
在此 奴中末址	―常温常圧下で気体状態を呈する。
急性経口毒性	一皮膚腐食性を有する。
	―常温常圧下で気体状態を呈する。
急性経皮毒性	―皮膚障壁を通過することが難しい。
	―皮膚腐食性を有する。
	液体物質が20℃のとき、蒸気圧は<10 ⁻¹ Pa である。
	-物質の粒径分布中の吸い込むことができる部分(粒径<10μm
急性吸入毒性	の微粒) <1%(重量%)、かつ使用時の浮質、微粒または液滴
	がMMAD>100μm であるもの。
	―皮膚腐食性を有する。
	―常温常圧下で気体状態を呈する。
	―室温の条件の下、空気中で燃えやすい。
	-2000mg/kg 体重の限度用量で、急性経皮毒性試験では皮膚刺
	激反応が見られない。
皮膚刺激または皮膚腐蝕	一強酸 (pH<2.0) または強アルカリ (pH>11.5) である。
以間別像または以間機関	―急性経皮毒性は区分1とする。
	一構造 - 効果反応分析の結果が強烈刺激性または腐食性を有す
	る(皮膚刺激性または皮膚腐食性を有するとみなす)。
	既に資料があり、皮膚に対して腐食性があることがはっきり
	している(皮膚刺激性または皮膚腐食性があるとみなす)。
	―室温の条件の下、空気中で燃えやすい。
	一強酸 (pH<2.0) または強アルカリ (pH>11.5) である。
眼刺激	―皮膚刺激性区分2(含)以上或いは皮膚腐食性を有する。
	既に資料があり、眼に対して刺激性があることがはっきりし
	ている(眼刺激性があるとみなす)。
	―常温常圧下で気体状態を呈する。
	―室温の条件の下、空気中で燃えやすい。
皮膚過敏	─強酸(pH<2.0) または強アルカリ(pH>11.5) である。
	一予期した接触濃度の下で強烈な刺激、腐食性がある。
	―既知の過敏物の化学構造と類似している (皮膚過敏性がある
	とみなす)。
	―常温常圧下で気体状態を呈する。
	―物質は迅速に分解し、かつ分解した生成物の情報が十分であ
	る。
28 日反復経口毒性	―信頼できる反復投与毒性・生殖/生長毒性併合スクリーニン
	グ試験、90 日反復投与経口毒性または慢性経口毒性の研究資
	料がある。
	―皮膚腐食性を有する。



	Randis Chemwise
データ	免除条件及び説明」
	―常温常圧下で気体状態を呈する。
	―物理化学及び毒性学的性質が、皮膚からの吸収がしにくいこ
	とを明らかに示している。
28 日反復経皮毒性	―迅速に分解し、かつ分解した生成物の情報が十分である。
	―信頼できる 90 日反復投与経口毒性または慢性経口毒性の研
	究資料がある。
	―皮膚腐食性を有する。
	—液体物質が20℃のとき、蒸気圧は<10 ⁻¹ Pa である。
	―物質の粒径分布中の吸い込むことができる部分(粒径<10μm
	の微粒)が<1%(重量%)、かつ使用時の浮質、微粒または
28 日反復吸入毒性	液滴がMMAD>100μm であるもの。
	―迅速に分解され、かつ分解した生成物の情報が十分である。
	―信頼できる 90 日反復投与吸入毒性または慢性吸入毒性の研
	究資料がある。
	一物質は迅速に分解され、かつ分解した生成物の情報が十分で
	ある。
	―信頼できる慢性毒性研究があり、同じ試験動物と投与経路を
90 日反復投与毒性	採用している。
	―同じ試験動物及び暴露経路での28日反復投与毒性試験で毒性
	影響が観察されたか、「観察可能な有害性なしレベル」が低い2。
	一発がん性物質区分1または区分2
	一発がん物質区分1 類または区分2 。生殖発育毒性区分1また
	は区分2(生殖細胞突然変異性、発がん性、生殖発育毒性を有
突然変異性	するとみなす)。
大黨及共任	—利用可能な体内遺伝子毒性試験を持っていれば、遺伝子毒性
	のエンドポイントが同じ体外遺伝子毒性試験を免除することが
	できる。
	―妊娠発育毒性データ、2 世代生殖毒性データ或いは拡張1世
	代生殖毒性資料を有する(生殖発育スクリーニングデータを免
	れることができる)。
生殖/発育に関わる毒性	―発がん物質区分1または区分2。
上他/元月(に因4/3)母に	―突然変異物質1 類または2 類。
	一既知の当該物質が生殖毒性1 類または2 類標準を満たすので
	あれば、後の3種の情況は、生殖細胞突然変異性、発がん性、
	生殖発育毒性を有するものとみなす。
致癌性	―生殖細胞突然変異性区分1Aまたは区分1B。
	―慢性毒性・発がん性併合試験データを持っている。



	_
データ	免除条件及び説明 1
慢性毒性	一反復投与毒性の無影響レベルがとても高い(例えば、90日全 身毒性反応NOAEL≥300mg/kg)、しかし、特定の分子構造によって毒性反応という可能性は90日試験では検出されず、当該物質が90日反復投与毒性で危険性を検出できない可能性が分かる場合を除く。 一物質の長期毒性を説明できる毒物動態学データが十分である。 一慢性毒性・発がん性併合試験データを持っている。

- 1: いくつかの免除条件があるときには、ただその中の1 つを満足させればよい (特別に標記するものを除く)。
- 2:「観察可能な有害性なしレベルが低い」とは、28 日反復投与毒性における観察可能な有害性なしレベル〈100mg / kg (経口)、〈200mg / kg (経皮)、〈0.25mL / L (吸入、ガス)、〈1 mg / L (吸入、蒸気)、〈0.2 mg / L (吸入、粉塵/ミスト)。

青字:新しい内容



添付 5:

通常申告における生態毒性学データの免除条件

	データ	免除条件及び説明 1	
藻類成:	長阻害毒性	水溶解度が 1mg/L より低く、生物膜 ² を透過することができない。	
ミジン	コ急性毒性	一水溶解度が 1mg/L より低く、生物膜 ² を透過することができない。 ーミジンコ 21 日毒性試験のような同種の供試生物の有効な急性毒性データも含み長期毒性データを有する。	
魚類急性毒性		一水溶解度が1mg/L より低く、生物膜²を透過することができない。一魚類14 日毒性試験データ、魚類慢性毒性試験等のような同種の供試生物の有効な急性毒性データも含み長期毒性データを有する。	
ミジン	コ類繁殖試験	$-$ 水溶解度が $1mg/L$ より低く、生物膜 2 を透過することができない。	
陸生生物毒性	ミミズ急性毒性 ミミズ長期毒性 種子発芽と根生長 試験	−土壌吸着性が低い(例えば、logKoc<1.5)。−土壌の吸着性が高い(例えば、logKoc>4.5)とき、長期試験	
	陸生植物の長期試験 土壌微生物の影響	を以って短期試験に代替することを考慮しなければならない -	
活性汚泥呼吸阻害毒性		一情報があり、微生物毒性を生み出すことができないことが明らかである。例えば、土壌微生物-炭素/窒素変換試験では毒性を示さない(例えば、溶解度が極めて低い)。 一もし情報があり、微生物(特に硝化細菌に対する)抑制剤である可能性が大きいのであれば、硝化作用を抑制する試験によって代替することができる。	
吸着/脱着性		—物質及びその分解生成物の分解が迅速である。例えば、水分解半衰期<12h。	
	非生物分解性	一急速で生物分解をすることができる。一もし溶解度が極めて低ければ、加水分解研究を行う必要はない。	
分解性	急速生物分解性	―無機物である。	
	固有生物分解	無機物である。急速で生物分解をすることができる。	



		A STATE OF THE PARTY OF THE PAR
生物蓄積性	魚類蓄積	―生物の体内に蓄積する可能性はとても低い(例えばlog Kow
		<3) 。
		―生物膜を透過することができない。
		急速で生物分解をすることができる。

1: いくつかの免除条件があるときには、ただその中の1 つを満足させればよい (特別に標記するものを除く)。

2: 申告物質またはその類似物の生物膜透過性試験報告書を提出する。申告物質の透過性データを得るために試験を行うことができない場合は、その理由と同時に、生物膜透過性ソフトウェアの予測報告書または文献データの記述と要約を提出しなければならない。

青字:新しい内容

削除線:元指南に記載されている内容、新指南に記載されない内容